人と農地に関する新しい制度が始まります

新し 位置付けられる必要があります い制度を受けるためには、 町 が 作成する「人

就 開 農 始 給 付 金

【内容】

するまでの期間に、 付するもの 【給付額】 150万円/年(最長5年間) 給付金を給

①独立・自営就農の時点の年齢 が、原則45歳未満(平成20年 4月以降の独立・自営就農が

①自らの農地の所有権もしくは 半)を有していること 利用権(外部からの貸借が過

③本人名義で生産物を出荷・取

④本人名義の通帳があり、 や経費などの経営収支を自ら

50万円/戸

【対象者】

②前年の所得が250万円未満 (初年度除く)

※すべての要件を満たすこと

②主要な機械・施設を自ら所 有・貸借していること

引していること ②0.5 診超2 診以下

農業を始めてから経営が安定 研修を受ける場合、研修期間中 に準備金を給付するもの 【内容】 ے ح 県が指定した農業研修機関で

150万円/年 (最長2年

地 協 力

1 転

協

力

金

供すると、協力金が給付される の中心となる経営体に農地を提

【給付額】

①0.5 %以下 ※農地提供面積に応じて、 30万円/戸 が異なります 金額

農業を辞める人などが、 地域

②分散錯圃解消協力金

協力

の通帳・帳簿で管理している

付 金

当する人 ①農業を辞める人

③農地の相続人 する農業者

【要件】

①全ての自作地を白紙委任する ※すべての要件を満たすこと

※遊休農地は対象になりません

④遊休農地を所有していないこと ③主要な農業用機械を処分、 ②今後10年間、農作物の販売を 用型作物の販売を行わないこと 行わないこと、もしくは土地利 たは無償譲渡すること ま

必要があります。

積 力

地の連坦化に協力すると、 金が給付されるもの 地域の中心となる経営体の農 ③2 %超

【対象者】

70万円/戸

入していて、次のいずれかに該 農業者戸別所得補償制度に加

②土地利用型農業から経営転換

ためには、町が作成する「人・ ○これらの新しい制度を受ける 農地プラン」に位置付けられる

お問い合わせください。 条件があります。 に記載した以外にもさまざまな ◎給付金や各協力金には、上記 お問い合わせ先 詳しいことは

096 - 234 (内線157)

町産業振興課

Xklg206@town.kosa.lg.jp

【給付額】

・農地プラン_

5,000円/10元

【対象者】

経営耕地に隣接する農地の所有 地域の中心体となる経営体の または農地を借りて耕作し

必要となります) ていた農業者 委任すること(相手方の内諾が 経営耕地に隣接する農地を自紙 【要件】 地域の中心体となる経営体の